

教育施策におけるジェンダー言説

—学校教育にかかる各種会議議事録の分析¹より—

藤 田 由 美 子^{*}

1. 研究の目的

本稿の目的は、学校教育における「ジェンダー」の問題化およびその変容を、教育施策に関する各種会議の議事録の分析より明らかにすることである。

教育社会学の分野においては、「ジェンダーと教育」研究は一定の位置を占めるようになったといっても過言ではない。日本教育社会学会の機関誌『教育社会学研究』においては、しばしば当該研究に関するレビュー論文が掲載されてきた²。

教育社会学における「ジェンダーと教育」研究の始まりは、カテゴリーとしての女性の可視化をめざす「女性と教育」研究であったとされる。その後、学会大会の自由研究発表においては、1990年代以降、ほぼ毎年、「ジェンダーと教育」部会が設定されてきた。さらに近年においては、「多様な性」に焦点を当てた研究報告や論文等も発表されている。

学校教育現場においても、近年、性またはジェンダーに関する教育実践が行われている。筆者の経験より、少なくとも近年教職課程を履修する学生には、高校時代までにジェンダーということばを授業などなんらかの形で聞いた経験を有する者が多い。また近年では、「総合的な学習（探究）の時間」等を活用して、「ジェンダー」または「多様な性」をテーマとする学習または探究の機会を設ける学校がしばしばみられる。

その一方で、教員研修のうち法定研修においてはこれらのテーマがあまり取り扱われていないという指摘がなされている（木村育恵 2018）。学校教育におけるジェンダー問題の扱いについては、教育施策と学校教育現場の間にギャップがあることがうかがえる。

「ジェンダー」は、「女性」と「男性」というふたつのカテゴリー間での不均等な分配（富、権力、等）を可視化するための概念である。一方、「多様な性」は、性カテゴリーにかならずしも当てはまらない人々の権利擁護にかかわるキー概念である。双方を両立させることは、あらゆる子ども（そして大人）の権利擁護を保障するこ

とにつながる可能性を有している。そこで、学校教育施策において、両概念はどのように整理されているのかに注目する必要があるだろう。

本報告では、以上の問題意識にもとづき、教育施策に関する近年の各種会議の議事録を対象に言説分析を行い、学校教育において「ジェンダー」「多様な性」はいかに取り扱われているのかを明らかにする。それによって、「『カテゴリー』の問題化」と「『多様な性』への指向」の比重の変容を明らかにできるのではないかと考えられる。

2. 研究の方法

本稿では、教育施策におけるジェンダー言説を明らかにするために、文部科学省ホームページに掲載された記事のうち各種会議の議事録を主な対象として、計量テキスト分析あるいは質的分析を行った。

(1) データ収集

2021年7月および9月に、データ収集を実施した。当時文部科学省ホームページに掲載されていた「サイト検索機能³」を用いて、ホームページ内に掲載されている「ジェンダー」に関する記事の検索を実施した。検索時点から20年前の資料が確認できたことから、7月と9月の2回にわたり検索を実施した。

ここでは、ジェンダーおよび多様な性に関連するキーワードとして、「ジェンダー」「性差」「女子教育」「性同一性障害」「性差別」「セクシャリティ⁴」「性的少数者」「同性愛」の8語を選定した。あわせて、「人権 ジェンダー」の2語での検索も実施した。

(2) 分析

第一に、議事録における「性」「ジェンダー」への言及状況を分析するに先立ち、文部科学省ホームページにおける「性」「ジェンダー」に関する情報発信の全体的傾向を確認するため、文部科学省ホームページの「サイ

* 人文学部 教育・臨床心理学科 教授

ト内検索」機能を用いて9つの語句でキーワード検索を行い、出現度数を調べた。

検索結果については、さらに、「審議会情報」等9つのカテゴリーに絞り込むことができることから、カテゴリーごとの出現度数も調べた。

第二に、初等中等教育施策において「ジェンダー」「性」はどのように言及されているかを明らかにするために、各種会議録の分析を行った。その手順は以下①②の通りである。

①テキストマイニングの共起ネットワークによって、ジェンダーに関する主要キーワードには相互関係あるいは何らかの構造がみられるか、検討を行った。

②各キーワードについて、それが用いられる文脈について、詳細に検討を行った。

第三に、以上の分析結果にもとづき、「カテゴリー」と「多様性」をキーワードに、学校教育施策におけるジェンダーの問題化について考察を行った。

3. 研究の結果

(1) 文部科学省ホームページの記事における傾向

まず、文部科学省ホームページにおいて「ジェンダー」に関連する記事はどの程度出現しているか、キーワード検索結果の分析を行った。表1には、分析結果を示した。

1) 「ジェンダー」と「女子教育」の消長

「ジェンダー」は、現在、もっとも多く出現しているキーワードであるといえる。検索の結果、全体で1502件出現していた。ただし、施策として掲げられているキーワードである「男女共同参画」(5641件)の26.6%、約4分の1にとどまっている。

「ジェンダー」というキーワードが使われる文脈は、記事の発表時期によって異なっていた。まず、文部科学省の発足当初の時期にあたる2000年代前半には、「ジェンダーフリー教育」に言及する記事が多く見られた。2010年代後半以降は、SDGs(持続可能な開発目標)の

推進との関連で言及されるようになった。さらに、教員研修における男女共同参画の推進にかかる記事で用いられていた。

一方、「女子教育」の出現頻度は全体で216件にとどまる。もともと「女子教育」は、戦後教育改革における重要なキーワードであった。たとえば、『学制百年史』の再録記事のひとつである「二 新教育の基本方針」において、「女子教育刷新要綱」に言及されていた。このキーワードが、2001年以降にいかなる文脈において用いられているかについては、後述する。

2) 「性差」が使用される三つの文脈

「性差」というキーワードは、452件出現していた。その出現には、三つのパターンがみられた。

①政策策定におけるデータ・変数としての性差

「審議会情報」においては、たとえば識字率の性差など、政策策定に必要なデータとしての性差への言及がなされている。

②学術研究にかかわる記事における使用

「政策：科学技術・学術」のカテゴリー内では、他のキーワードよりも突出して出現している。ただし、これは「性差構築の分子基盤」研究に関する記事がヒットしたためである。

③教育における性差の強調をあらわす記事

一方、性差を強調する記事もみられた。たとえば、2002年度における「教育基本法」改正にかかる「一日中央教育審議会及び教育関係団体ヒアリング」で出された意見のまとめのひとつに、「男性・女性の役割、個性、特性を大事にしていく意味で、性差や性の特色について強く訴えることが大切。」という項目が掲げられていた。

3) 多様な性にかかるキーワードの傾向

多様な性に関するキーワードは、2010年代以降に出現している。これらは、2010年の「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」において学校に「性同一性障害」の児童生徒への対応が要請されたことと関連していると思われる。

表1 キーワードの出現頻度

No.	キーワード	全体	審議会情報	報道発表	告示・通達	行事案内	政策：教育	政策：科学	政策：スポ	政策：他
1	ジェンダー	1502	110	1	0	0	34	4	0	0
2	性差	452	103	0	0	0	8	16	0	0
3	女子教育	216	25	2	0	0	7	0	0	0
4	性同一性障害	150	12	1	0	0	6	0	0	0
5	性差別	103	8	0	0	0	1	0	0	0
6	セクシャリティ	14	10	1	0	0	0	0	0	0
7	性的少数者	36	2	0	0	0	0	0	0	0
8	同性愛	33	3	0	0	0	0	0	0	0
9	人権_ジェンダー	305	26	1	0	0	5	0	0	0
参考	男女共同参画	5641	540	25	0	1	560	10	2	0

注1：文部科学省ホームページの「サイト内検索」結果にもとづき藤田作成(2021年9月11日現在)

注2：重複出現は考慮しない

①「性同一性障害」

2010年4月「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について（通知）」以降、人権教育および教育相談の分野でしばしば言及されるようになった。

②「セクシャリティ」

2010年以前は、「性教育」あるいは「性の発達」の文脈で用いられていた。2015年以降は、「性の多様性への配慮」の文脈で用いられるようになった。

表2 議事録一覧

No.	会議名	開催年月日
1	教育制度分科会（第6回）	20010725
2	教育制度分科会（第9回）	20011120
3	国際化推進委員会（第4回）	20020125
4	家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会（第2回）	20050908
5	国民の学習活動の促進に関する特別委員会（第4回）	20051027
6	国際教育協力懇談会（2006年2月17日～）（第1回）	20060217
7	家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会（第10回）	20060522
8	国際教育協力懇談会（第5回）	20060523
9	国際教育協力懇談会（第6回）	20060615
10	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（第24回）	20060725
11	制度問題小委員会（第2回）	20070705
12	学術研究推進部会 国語に関する学術研究の推進に関する委員会（第2回）	20080221
13	医学教育カリキュラム検討会（第3回）	20090227
14	第五期国際委員会（第5回）	20091013
15	特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第8回）	20101203
16	大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（第4回）	20101210
17	国際協力推進会議（第1回）	20110620
18	国際協力推進会議（第4回）	20111107
19	学校段階間の連携・接続等に関する作業部会（第11回）	20120130
20	高等学校教育部会（第5回）	20120216
21	国立女性教育会館の在り方に関する検討会（第1回）	20120413
22	国立女性教育会館の在り方に関する検討会（第2回）	20120420
23	国立女性教育会館の在り方に関する検討会（第3回）	20120523
24	国立女性教育会館の在り方に関する検討会（第4回）	20120605
25	国際協力推進会議（平成24年度）（第3回）	20121220
26	大学院部会（委員懇談会）	20130925
27	大学のグローバル化に関するワーキング・グループ（第5回）	20131217
28	チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会（第4回）	20150309
29	学習成果活用部会（第2回）	20150618
30	人材委員会 次世代人材育成検討作業部会（第4回）	20150803
31	教育課程部会 体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ（第3回）	20151210
32	教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ（第6回）	20160229
33	教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ（第12回）	20160513
34	教育課程部会 高等学校の地歴・公民科目の在り方に関する特別チーム（第4回）	20160518
35	教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ（第14回）	20160613
36	障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）（第3回）	20160616
37	教育振興基本計画部会（第8期～）（関係団体ヒアリング（第1回））	20170117
38	制度・教育改革ワーキンググループ（第1回）	20170718
39	子供の読書活動推進に関する有識者会議（第2回）	20170912
40	将来構想部会（第9期～）（第17回）	20180511
41	生涯学習分科会（第91回）	20180517
42	将来構想部会（第9期～）（第19回）	20180525
43	中央教育審議会（第123回）	20190417
44	人材委員会（第86回）	20190613
45	生涯学習分科会（第102回）	20190619
46	外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（第1回）	20190627
47	教育課程部会（第112回）	20190904
48	教員養成部会 教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ（第6回）	20190927
49	人材委員会（第87回）	20191001
50	新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第17回）	20201029
51	高等学校施設部会（令和元年～）（第5回）*議事要旨	20210114
52	大学入試のあり方に関する検討会議（第25回）	20210420
53	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議（第1回）	20210714

（3）議事録にあらわれたキーワードの分析

それでは、各議事録において、「ジェンダー」および多様な性にかかる各キーワードはどのような文脈で用いられているのだろうか。ここで、テキストデータのなかから当該キーワードを検索機能によって横断的に析出し、それが述べられている文脈を検討した。表3には、キーワードが登場した議事録の延べ数、およびキーワードの出現頻度を示した。

表3 キーワードが登場する議事録数および出現頻度

No.	キーワード	議事録*	キーワード
1	ジェンダー	37	67
2	性差	5	6*
3	女子教育	10	18
4	性同一性障害	7	5
5	性差別	2	2
6	セクシャリティ	3	3
7	性的少数者	0	—
8	同性愛	1	1

注：数値は延べ数である。
したがって合計は議事録数 53 を超える。

次項以降では、これらのキーワードが議事録の本文においてどのように出現し用いられているかについて、具体例を掲げつつ述べる。

（4）多様な文脈における「ジェンダー」

「ジェンダー」の出現はもっとも多く、延べ67回出現した。このキーワードはどのような文脈で用いられているか、検討を行った。

1) 教育におけるジェンダーの課題提示

まず、ジェンダーが現在の教育における問題として重要であることへの言及によって、当該キーワードが課題として提示されていることが挙げられる。本稿で対象とした議事録からは、三つの課題が析出された。それは、①学校教育における「ジェンダーの視点」の必要性、②「ジェンダーフリー化」、③女性教育・保育職のキャリアと育児の両立、である。以下、順に説明する。

第一の課題は、学校教育における「ジェンダーの視点」を導入することの必要性である。「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」の議事録をみてみよう（議事録32, 35）。以下に、社会・地理歴史・公民の教材においてジェンダーを扱うべきであることが提案されているふたつの議事録からの発言を紹介する。

（3）の題材の例として、文化と宗教の多様性というのが挙げられていますけれども、[筆者注：民族の多様性への言及] そういう問題への言及、更には「ジェンダー平等論」といいますか、やはり女性と男性の

ジェンダーというものも、これは視点の多様性という意味で一つの言及すべき価値観だと思いますので、「ジェンダー平等」ということも一部言及していただきたいと思ひますし、加えて今日問題として顕在化している「セクシャリティ」の多様性といひますか、そうした問題についても具体的な現実社会の諸課題として言及していただければ、よりリアリティーのある教育になるのではないかなと思ひます。（議事録 32）

全体として非常によくまとまっていると思ひますし、様々な点に配慮されて、非常に使いやすい教科書になっていくのではないかなと思ひますけれども、「挿入箇所への言及後」可能であれば、少数者ないしはマイノリティとか「ジェンダー」というものはどこかに入ってもいいのではないかなと思ひますので、御一考いただければと思ひます。（議事録 35）

議事録 32では、「多様性」をキーワードとするテーマにおいてジェンダー平等への言及が求められている。議事録 35では、全方位への目配りがされている教材においてジェンダー平等や少数者への配慮が不足しているという指摘がなされている。つまり、いずれも、教材選定や教科書作成において「ジェンダーの視点」が欠如していることを指摘している。

第二の課題は、「ジェンダーフリー化」である。「制度・教育改革ワーキンググループ（第1回）」（議事録 38）では、短期大学の発展におけるジェンダーフリー化が課題として述べられている。

最後に、短期大学は、女子に適した高等教育機関として発展した歴史を持ち、今も9割は女子学生に占められております。地域には、短期大学を卒業して、多種の分野で活躍する女性たちがたくさんいます。彼女たちを含めた「地域の女性のエンパワーメント」は、引き続き短期大学の使命であります。また、短期大学のさらなる振興を望めば、これまで短期大学には少なかった専門分野、特に今般成立した専門職短期大学が担うと予測される実践的な職業分野の人材養成にも、短期大学教育として取り組むことで、「ジェンダーフリー化」を図ることも、短大教育の新たな地平にたどり着くには必要なことだと考えております。（議事録 38）

上記引用においては、前半で短期大学が「女子向け教育機関」として発展し「地域の女性のエンパワーメント」が使命であると述べた上で、後半では短期大学振興のためには実践的な職業分野の人材養成への取り組みが必要であること、そのなかで「ジェンダーフリー化」も求められる、と指摘している。

第三の課題は、女性教育・保育職のキャリアと育児の

両立である。「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議（第1回）」（議事録46）では、保育支援のために必要な保育者の確保におけるジェンダーの課題への言及がみられる。

〔養成課程におけるプログラムの必要性への言及の後〕あと、「ジェンダー」の問題もあります。女性が主の職場になっているので、子供のことを大切に思う方ほど一旦職場を離れたりということもありまして、そのノウハウがなかなか積み重なっていかないという課題も持っているのかなと思っています。（議事録46）

ここでは、子どもを支援する保育職の女性にとって、自分の子どものことを「大切に思う」ことがキャリアの障壁となっていることを指摘し、女性にとってキャリアと育児の両立が困難であることを指摘している。

2) ジェンダーへの異なる見解の並立／対立

ジェンダーをめぐるのは、相反する見解が並立・対立する局面がみられた。以下、事例を挙げて説明する。

2006年5月22日開催「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会（第10回）」（議事録7）では、父的役割・母的役割をめぐる見解の相違がみられた。

「ジェンダーフリーの原則というのを踏まえながら、やはり父的、父親というよりも父的役割、母的役割といったほうが誤解がないかと思えます。これを見ると、父親と母親と限定すると、いずれも実態概念でしょうから、操作的に父的な役割と母的な役割というのがあるって、それは当然、家族内とか地域内でしっかりと教えていただきたいと。

〔調査結果について〕「ジェンダーバイアスとの関係です。数年前都内で実施した調査結果によると、若い10代の人たちを対象に、お父さんのイメージとお母さんのイメージについて聞いたところ、“お母さんは決断力があり元気がいい。お父さんは優しくおとなしい”というふうに変わってきているのですね、年代別にもこのイメージは異なりますが、“父親とはこうあるべき”“母親はこうあってほしい”というように決めつけることはよくないと思えます。従いまして、性別役割分担をするのではなく柔軟に固定的役割分担を見直していくみたいなニュアンスに変えていただいたほうがわかりやすいかなと思います。

前者の発言では、ジェンダーフリーを踏まえつつも、父親の役割と母親の役割を踏まえた家庭教育の必要性が訴えられている。一方、後者の発言では、10代の若者への調査結果から父親像と母親像の流動化の現状を指摘

し、固定的役割分担を見直していく必要性が訴えられている。

ジェンダーフリーに言及しつつ、「操作的」と説明しつつも）二元論的な「父的役割、母的役割」の存在を否定しない、という言説は、ジェンダーを語る際にしばしばみられるものである。

（5）「多様な性」を生きる子どもの「可視化」と支援の「対象」化

続いて、多様な性に関する言説を明らかにするため、関連するキーワード検索を行った。前述の表3より、「性同一性障害」は出現がみられなかったものの、「セクシャリティ」は3件、「同性愛」は1件、出現がみられた。

本項では「セクシャリティ」に着目して、その傾向を析出することを試みた。その結果、次の二点を指摘できる。

第一に、セクシャリティの多様性への認識の必要性が指摘されていることである。前述の議事録32においては、多様なセクシャリティを現実社会の諸課題として認識する必要性が訴えられている。

第二に、多様な性を生きる当事者の子どもが支援の対象として認識されていることが示唆される。たとえば、下記の議事録29のように、多様なセクシャリティへの子どもたちの認識と支援についての言及がみられる。

例えば、その当事者である場合、年齢で考えると、幾つぐらいの子供たちにLGBTという概念を伝えていくのかというとき調べると、自分の「セクシャリティ」に対して意識が芽生えてくるのは、およそ小学校の低学年の時期だそうです。では小学校低学年の時期の保健体育等の授業の中でどのように伝えていくのか。そして子供たちがその情報を得て相談に来るかもしれない保健室の先生はあらかじめどのような情報を持っておくべきなのか。あるいは、その情報をキャッチした学校側が保護者にそれをどのように伝え、その保護者に対してはどのように、誰がサポートしていくのかというふうに、問題を具体的に設定していくことによって、その解決策とその結果は変わってくるということがあると思います。（議事録29）

「『支援の対象』としての多様な性」という言説は、「性同一性障害」への言及において顕著にあらわれる。2015年3月9日開催「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会（第4回）」では、チームとしての学校におけるスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによる当該児童生徒への特別な支援の背景説明のなかで、特別支援教育、外国につながるのある子ども、いじめ防止、子どもの貧困防止と並び、性同一性障害が掲げられている（議事録28）。

[筆者注：スクールソーシャルワーカー配置の背景について説明した後] それから平成19年4月に学校教育法改正が施行となりまして、特別支援教育がどの教室でも行われなければならないということになった。外国につながるのある子供、性同一性障害の子供等々。そして最近では、いじめ防止対策推進法の中に心理及び福祉の専門職を活用して実効性のある防止活動、対応を行うこととなっております。また昨年、子供の貧困防止法の対策大綱が公表されまして、それに基づいて増員が予定されているということも記憶に新しいところですよ。

多様な性を生きる当事者は実態として存在するだけでなく、発見され支援の対象となる存在であることが暗黙の前提であると考えられている。この考えは、複数の議事録での発言にあらわれている。

たとえば、2020年10月29日開催「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第17回）」では、学校教育の質と多様性・包摂性を高めるにあたっての性的少数者当事者の実態について、資料の訂正が求められている。この発言では、多様な性を生きる当事者が「少なからず存在するという指摘もある」という曖昧な表現で陳述するのではなく、「存在している」と断言するべきであると述べられている（議事録50）。

[筆者注：資料のあるページの一文について]「学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する」の丸の3つ目、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒が」、この後です。「少なからず存在しているとの指摘もある」と。ここについては、こういう言い回しではなくて、「性的指向・性自認に係る児童生徒が存在している」と、こういう形で、「少なからず」とか「指摘もある」というところは削除して、「存在している」という言い方のほうがよろしいのではないかという御意見をいただいております。私もそのように感じております。（議事録50）

上記で求められている「性的指向・性自認に係る児童生徒が存在する」への訂正は、現在学校教育において「多様性」「包摂」を担保し子どもの権利を保障することへの課題意識を基盤として、多様な性を生きる子どもが〈実際に〉「存在する」という認識を表明したことを象徴するものであるといえよう。一方で、この発言においては、当事者の子どもは、発見された場合に「学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する」ための〈支援の対象〉として特別なまなざしを受けるべき存在となることがほのめかされている。

当事者の子どもは実在するものである以上、潜在的な当事者は「発見され」ることによってはじめて〈支援の

対象〉として可視化される存在である。このことは、下記の議事録31および議事録40での発言からもうかがえる。

外国人差別の問題とか、それから、今、横浜で問題になっているのは性同一性障害、LGBT というのがあって、自分の気持ちの性と体の性が違うという子供が13人に1人いると言われていて、よく見たら、あいつもそうかなという子が実際にいるんですね。（議事録31）

私は高校とかをよく回っていますが、そこで今問題なのは、やはり発達障害とか性同一性障害とか、そういう障害に対する対応をしなければならないケースが多くなった。それはもともとそういう人が昔はいなかったが今いるようになったのかというわけではなくて、人の多様性をそのまま認めるという社会に変わってきたということだと思っております。（議事録40）

議事録31からは、当該発言の主によって、当事者児童生徒が「そのような存在」として「見いだされている」ことがうかがえる。議事録40における、「そういう障害に対する対応をしなければならないケース」への言及は、昔はいなかったわけではなく、社会の変化によって見いだされるようになったことが示唆される。

（6）女性に対する教育の課題：性差、女子教育、性差別

いくつかのキーワードは、女性が置かれた状況を強調して描写することによって、教育において女性が直面する課題を明示するために用いられていた。以下、性差、女子教育、性差別に焦点を当てて述べる。

「性差」というキーワードは、もっぱら性によって異なる傾向があることを述べる際に使用されていた。たとえば、子どもの読書活動について、本を読む時間は想像通り女子の方が長い傾向にあるがその差が高校時代になくなってしまふこと、つまり女子の読書離れを指摘する発言がみられた（議事録39）。

「女子教育」というキーワードの用いられ方をみると、それが女性に対する教育課題を解決するためのキーワードとして今なお有効であることがみてとれる。このキーワードは、開発途上国の教育支援および国際比較について言及する際に用いられることが多かった。つまり、世界には女性の教育機会が保障されていない国・地域が存在しているという課題が示されている。

日本の教育制度についても、女子教育をめぐる課題が歴史上も、そして現在も存在していることが、いくつかの議事録に収録されている発言より浮かび上がる。具体的には、宗教系の私立学校が女子教育を担ってきたという発言（議事録19）、国立女性教育会館の女子教育や男

女共同参画に果たしてきた役割を踏まえつつも21世紀の課題に対応していくことが求められるという意見（議事録21-24）、そして、短期大学が歴史上女子教育機関として発展し、地域女性のための教育機関であり専門職業人養成機関としての存在意義があるという説明（議事録42、議事録38も参照）。いずれも、歴史上女子教育に期待されてきた・女子教育が果たしてきた役割を踏まえつつ、現代的課題に対応する必要性が指摘されていたと言える。

「性差別」というキーワードは単独では出現しなかったものの、この字句を含むキーワードを用いてのジェンダー格差は正を求める意見として出現していた。まず、「第五期国際委員会」（2009）で、「女性差別撤廃条約」批准以降も女性研究者の少なさをはじめとして格差は正が進んでいないことをとりあげる発言において用いられていた（議事録14）。また、「大学入試のあり方に関する検討会議」においては、国立大学における入試の女性枠が「男性差別」であるとの批判から中止された出来事に言及しつつ、高等教育において今なお根深く残っているジェンダー格差是正の必要性を主張している（議事録52）。

IV. 考察および課題

（1）分析結果の要約

本稿で示した分析結果は、以下の通り要約できる。

第一に、文部科学省ホームページに掲載されている記事のキーワード検索を行った結果、①「ジェンダー」に関する記事はもっとも多く出現しており、主に2000年代のジェンダーフリー教育と2010年代後半以降のSDGs推進の文脈で用いられていたこと、②「性差」はデータ・変数として、学術研究成果として、教育における性差の強調をあらわすために用いられていたこと、③多様な性にかかるキーワードは2010年代以降に出現していたこと、が明らかになった。

第二に、初等中等教育にかかる各種会議の議事録の計量テキスト分析の結果、共起ネットワークにはジェンダーに関する顕著な傾向はみられなかった。

第三に、議事録においてジェンダーに関するキーワードが用いられる文脈を分析した結果、①学校教育における「ジェンダーの視点」の必要性、②「ジェンダーフリー化」、③女性教育・保育職のキャリアと育児の両立、といった課題が析出され、これらの課題においては異なる見解が並立あるいは対立していた。

第四に、「多様な性」を生きる子どもは、実態として存在するものとして「可視化」されるとともに、支援の「対象」として発見される存在であると捉えられていた。

第五に、「性差」「女子教育」「性差別」というキーワードからは、現在もなお残る女性の教育をめぐる課題の存

在が浮かび上がった。

（2）考察

以上の結果にもとづき、考察を行う。

「ジェンダー」あるいは多様な性に関するキーワードを用いる時、それらをどのように定義するか、どのような仕方でも用いていくかは、話者に期待される役割や話者自身の当該問題に対する考え方によって大きく異なるだろう。教育施策の決定にかかわる会議の議事録においては、どういった言説が示されるかは重要な意味をもつだろう。

本報告における分析結果のうち、とりわけジェンダーをめぐる言説構造は、対立を孕みつつも複合的・重層的であることがうかがえる。「ジェンダー」にしても「性差」や「女子教育」にしても、ある時は権利擁護のためのイデオロギーをあらわす概念として、ある時は社会的事実を述べる上での変数をあらわす概念として用いられる。

とくに「ジェンダー」は、ある時はステレオタイプにもとづく「父役割／母役割」（あるいは「男性性／女性性」）に対するアンチテーゼであり抵抗すべきという考えを内包するものとして用いられている。とくに家庭教育をめぐる議論においては、常に、「父役割／母役割」を強調すべきか否か、をめぐる論争が生じうる。

このように、「ジェンダー」は非常に論争的なキーワードである。一方では性によって差別されないことおよび公正および権利保障の強調と、他方では「バックラッシュ」（揺り戻し）あるいはステレオタイプの強調と、両者の間で、絶えず揺れ動いている。複雑なのは、ステレオタイプからの解放・自由の陳述の内部にも「ステレオタイプ」言説が潜在する、「入子」様の構造もみられる。

一方、「性同一性障害」は、今なお、「特別な支援」の「対象」として「発見される」存在であることがうかがえる。子どもが直面するさまざまな困難のひとつとして多様な性が捉えられ、教室における当事者への支援が求められる、という図式である。

2016年4月、文部科学省は『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を通知した。ここでは、「性的指向と性自認（SOGI）」への言及がなされており多様な性への理解の深まりが示唆されるものの、当事者児童生徒はなおも個別の指導・支援の対象として認識されている。つまり、「性同一性障害」等の当事者を示すキーワードは「多様性」をあらわすものである一方で、当事者を「カテゴリー化」するものであると考えられる。

なお、「ジェンダー」をめぐる三つの課題は、学校教育におけるジェンダーをめぐる近年の課題および状況変化と重なるものがある。たとえば「ジェンダーフリー化」については、性の区別がない共通デザインの学校制服、いわゆる「ジェンダーレス制服」が近年急速に普及しつ

つあることが例に挙げられる（藤田, 2023）。また、保育職や教職に就く女性のキャリアについては、男性との格差が平均給料月額や在職年数の差としてあらわれている（藤田, 2018）。そして、ジェンダーの視点が求められている一方で、教材にジェンダーの視点が盛り込まれているとは言い切れない点については、稿を改めて論じる予定である。

結語

本稿における分析には、以下の限界がある。まず、分析対象とした記事および議事録の対象期間は、収録サイトの設定により、2001年から2021年にかけての20年間に限定されていた。このため、長期にわたる変動を詳細に検討することができなかった。また、詳細な分析は会議の議事録にとどまり、施策を明示する告示等の分析ができなかったため、議事録における発言が実際の施策に反映されたかどうかを確かめることができなかった。

以上の限界を踏まえ、今後の課題を三点指摘しておきたい。第一に、対象期間を拡大し、議事録以外も含めた多様な資料を分析することによって、長期にわたる変動を検討することが必要である。第二に、マスメディアを分析対象に加え、両者の言説構造を比較検討することが必要である。第三に、教育施策をめぐる言説は実際の教育実践にいかんにか作用しているのかを分析する必要がある。

注

1. 本稿は、「学校教育における「ジェンダー『問題』」の可視化およびその変容に関する言説分析—「カテゴリー」と「多様性」に注目して—」（日本教育社会学会第73回大会, 2021年9月11日, オンライン開催）の報告内容に大幅な加筆修正を行ったものである。したがって、本稿で述べる分析は、2021年に実施されたものである。
2. これまで、「ジェンダー」に関するレビュー論文は1992年, 1997年, 2013年に発表された。現時点で最新のレビュー論文は多賀・天童（2013）を参照。

3. 2023年9月30日現在、「サイト検索」窓はなくなっている。そのかわりにGoogleの検索窓が掲載されており、上部の「キーワード」リンクから「分野別キーワード」一覧を確認することが可能である。なおキーワード一覧には、ジェンダーまたは性に関するキーワードは掲載されていない（<https://www.mext.go.jp/keyword/index.htm>, 2023年9月30日閲覧）。
4. なお、「セクシュアリティ」で検索した結果は0件であった。

参考文献一覧

- (1) 藤田由美子, 2018, 「子どもの育ちの場の再構築を—『男女を分けるシステム』を問い直す」馬居政幸・角替弘規（編著）, 『人口減少時代の家族・学校・地域・社会—生涯にわたる学びと教えの新たな可能性を求めて—』NSK出版, pp.318-326
- (2) 藤田由美子, 2023, 『15のケースで考えよう 保育のなかのジェンダー』チャイルド本社, p.32
- (3) 木村育恵, 2018, 「教師文化」河野銀子・藤田由美子（編）『新版 教育社会とジェンダー』学文社, pp.184-196
- (4) 太田恭子, 2013, 「大正期の『母親による性教育モデル』の形成」『人文学報』467, pp.1-26
- (5) 佐野浩祥, 十和田朗, 2003, 「過去20年間におけるわが国の国土計画に関する言説の変遷：国会議事録と雑誌記事を対象として」『都市計画・別冊, 都市計画論文集』38(3), pp.187-192
- (6) 多賀太, 2010, 「『父親の家庭教育』言説と階層・ジェンダー構造の変化」『教育科学セミナー』41, pp.1-15
- (7) 多賀太, 天童睦子, 2013, 「教育社会学におけるジェンダー研究の展開—フェミニズム・教育・ポストモダン—」『教育社会学研究』第93集, pp.119-150
- (8) 寺町晋哉, 2019, 「『月刊生徒指導』のタイトル分析」『宮崎公立大学人文学部紀要』26(1), pp.147-162